

平成30年度

財政健全化審査意見書

三 朝 町 監 査 委 員

平成30年度決算における財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付します。

令和元年8月23日

三朝町監査委員 石 原 伸 二

三朝町監査委員 牧 田 武 文

三朝町長 松 浦 弘 幸 様

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和元年8月1日から令和元年8月15日までのうち2日間

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく適正に作成されているものと認められる。

4 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	法に定める基準	
						早 期 健全化	財政 再生
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率	9.6	9.4	9.0	10.1	11.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—	—	350.0	—

○個別意見

(1) 実質赤字比率について(△2.2%)

一般会計で64,481千円の実質黒字を計上しており、実質赤字比率はマイナスとなって、早期健全化基準を大きく下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について(△12.3%)

一般会計と特別会計及び公営企業会計を合算して算定し、特別会計で赤字は無く、企業会計では流動資産と流動負債との差額を基本に算定し、水道事業では資金不足は発生せず、国民宿舎事業で21,039千円の資金不足が生ずるものの、解消可能資金で吸収されて資金不足が発生しないこととなり、その結果、全体では実質赤字は発生せず黒字となることから、比率はマイナスとなって早期健全化基準を大きく下回っている。

（３）実質公債費比率について（９．６％）

町債等の返済される公債費の大きさを標準財政規模に対する割合で算定される。この比率は３ヵ年（平成２８、２９、３０年度）の平均値で表され、本年度は９．６％と前年度より０．２ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回っている。

（４）将来負担比率について（△３０．０％）

一般会計に属する地方債の現在高に対する将来負担見込み、公営企業等に対する繰出金などの負担見込み、一部事務組合等（鳥取中部ふるさと広域連合など）及び職員の退職手当負担見込額等の標準財政規模に対する割合で、将来負担見込額が前年度から減少し、これに充当可能な財源が将来負担見込額を上回ることから、この比率はマイナスとなり、早期健全化基準を大きく下回っている。

５ 法適用公営企業の資金不足比率の状況

（単位：％）

会計区分	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
国民宿舎事業会計	—	—	—	—	—	

○個別意見

（１）水道事業会計の平成３０年度決算では、資金不足比率算定の基礎となる流動資産が流動負債を大きく上回っており、資金不足比率は発生しない。

（２）国民宿舎事業にあつては、水道事業会計とは逆に、流動負債が流動資産を上回っているが、解消可能資金により資金不足額は発生しないこととなり、その結果、資金不足比率は発生しない。

6 法非適用企業の資金不足比率の状況

(単位：％)

会計区分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化 基準
簡易水道事業	—	—	—	—	—	} 20.0
温泉配湯事業	—	—	—	—	—	
下水道事業	—	—	—	—	—	
集落排水処理事業	—	—	—	—	—	

○個別意見

法非適用企業においては、地方公営企業法による会計基準が適用されないため、資金不足比率は実質収支の額によって算定することとなり、簡易水道事業・下水道事業は黒字。温泉配湯事業・集落排水処理事業は収支均衡となり、資金不足比率は発生しない。

以上の結果、財政の健全化判断比率及び企業の資金不足比率については、いずれも法律に定める基準を超えているものはなく、この法律に定める健全性は維持されている。